

武蔵野市商店会活性出店支援金のご案内

【令和4年度 申請要領】

産業の振興と商店会の活性化を図るため、市内の空き店舗や空き事務所に**出店時（事業開始時）に30万円、出店後（事業開始後）6か月経過時に30万円**を支給します。

■支給の対象となる事業者

次の1～11のすべてに該当する必要があります。

1	中小企業者、小規模企業者、個人事業者または会社以外の法人*であること。 ※会社以外の法人…公益法人等（法人税法別表第二に該当）またはその他の法律により公益法人等とみなされる法人（NPO法人等）で、従業員規模が中小企業基本法上の中小企業と同程度のもの。
2	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで に市内の空き店舗または空き事務所を賃借して事業を開始するものであること。
3	対象地域の商店会*に加入すること。 ※商店会が組織されていない地域では武蔵野商工会議所に入会すること。
4	事業を1年以上継続することが見込まれること。
5	市内から市内の別の地域への移転でないこと。
6	過去に武蔵野市商店会活性出店支援金を受給していないこと。
7	住民税の滞納がないこと。
8	事業を営むにあたり、法令の規定に違反していないこと。
9	暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有するものでないこと。
10	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業でないこと。
11	その他市長が不適当と認める者でないこと。

■支給額

事業開始時に30万円、事業開始後6か月経過時に30万円が申請に基づき、最大60万円支給されます。審査後、支給決定の場合、申請のあった日からおおむね4週間で指定口座に振り込みます。

**①事業開始時
30万円**

**②事業開始後6ヶ月経過時
30万円**

■申請方法

申請期間	① 令和4年7月1日（金）から令和5年3月31日（金）【事業開始時】 ② 事業開始後6か月経過時から令和5年10月2日（月）【6か月経過時】 ※事業開始時と事業開始後6か月経過時それぞれ申請が必要となります。
申請方法	受付は原則、郵送となります（締切日の消印有効）。 【郵送先】〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28 産業振興課 商店会活性出店支援金担当 宛 【窓口】武蔵野市役所7階 産業振興課
申請書類の 入手方法	申請書類は市ホームページからダウンロードしてください。 また、次の施設でも配布しています。 武蔵野市役所7階 産業振興課、武蔵野市役所1階受付、 吉祥寺市政センター、中央市政センター、武蔵境市政センター、 武蔵野商工会議所



■申請書類【事業開始時】 事業開始時に必要となるもの

1	申請書兼請求書	第1号様式
2	空き店舗（事務所）の賃貸借契約の写し	全ページ
3	空き店舗（事務所）の地図	空き店舗（事務所）の場所を示した地図。 会社案内やインターネット地図を印刷したもの （手書きでも可）
4	事業を開始したことが分かる書類の写し	個人：開業届（税務署の受付印があるもの）ま たは営業許可書。上記書類がない場合に は、チラシ、パンフレット、店舗（事務 所）の外観・内観写真等 法人：履歴事項全部証明書（3か月以内発行）
5	事業実施計画書・商店会加入確認書	第2号様式
6	月別収支計画書	第3号様式または月別の収支計画が分かる書類
7	住民税の納税証明書（原本）	法人：法人住民税（前期分） 個人：個人住民税（令和3年度分） ※法人設立1期目等で法人住民税の納税証明書 が取得できない場合は、法人代表者の個人住 民税の納税証明書を提出
8	誓約書兼振込依頼書	第4号様式、通帳の写しを添付

■申請書類【事業開始後6か月経過時】 事業開始後6か月経過したときに必要となるもの

1	申請書兼請求書	第5号様式
2	事業開始から6か月分の家賃の支払いが 確認できる書類の写し	事業開始時から6か月分の家賃を支払ったこと が確認できる通帳や領収書等の写し
3	月別収支報告書	第6号様式または月別の収支状況が分かる書類
4	誓約書兼振込依頼書	第4号様式、通帳の写しを添付

■注意点

- ・同年度の申請は、**1事業者につき1回**。
（申請書類の提出は、事業開始時と事業開始後6か月経過時のそれぞれ1回のみです。）
複数店舗（事務所）を経営する場合でも1回となります。
- ・虚偽の記入、誓約内容違反等により、支援金を返還していただく場合があります。
- ・社会福祉法人は、「社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例」の申請書等により申請してください。
- ・手書きする場合は油性ボールペン等消えないものでご記入いただき、訂正等の場合は訂正等箇所申請書兼請求書の申請者欄で使用した代表者印を押印してください。

お問い合わせ	武蔵野市役所 産業振興課 商店会活性出店支援金担当 電話 0422-60-1832 受付時間 平日 午前8時30分～午後5時15分
--------	---

商店会活性出店支援金(令和4年度)支給の流れ

令和4年4月1日～令和5年3月31日までに市内の空き店舗(事務所)で事業を開始



① 申請(事業開始時)

申請期間: 令和4年7月1日～令和5年3月31日



審査



支給決定(通知書発送)



不支給決定(通知書発送)



支援金振込(30万円)



② 申請(事業開始後6か月経過時)

申請期間: 事業開始後6か月経過時～令和5年10月2日



審査



支給決定(通知書発送)



不支給決定(通知書発送)



支援金振込(30万円)



③ 帳簿等の整理保管(5年間)

支給申請に係る書類と事業開始日から1年間の事業の収支状況を明らかにした書類を、支給を受けた年度の翌年から5年間保管。

Q & A（令和4年度）

○ 令和4年3月31日に事業を開始しましたが、対象にならないのですか？

対象になりません。令和4年4月1日以降に事業を開始したものが本事業の対象です。なお、空き店舗（事務所）を借りた月が4月1日以前でも、事業開始日が4月1日以降であれば対象になります。

○ 令和3年度の商店会活性出店支援金の支給を受けたが、令和4年度も新たに空き店舗（事務所）に出店をした。令和4年度の商店会活性出店支援金の対象になりますか？

対象になります。令和2年度の支援金の支給を受けていても同様に対象です。ただし、令和4年度中の申請については、1事業者につき1回までです。

○ 前入居者の退去後すぐ入居する場合でも対象になりますか？

対象になります。店舗（事務所）が利用されていない期間は条件にしています。

○ 新築物件の店舗（事務所）も対象になりますか？

対象になります。

○ マンションの一室（一住戸）を事務所として使用する場合は対象になりますか？

対象になりません。ただし、マンションの1階等にある店舗（事務所）で住宅部分と店舗（事務所）部分が明確に区別できる場合は対象になります。

○ 自己所有のビルで事業を開始する場合は対象になりますか？

対象になりません。賃貸借していることが条件となります。

○ レンタルオフィスを利用して出店する場合や転貸物件に出店する場合は対象になりますか？

対象になりません。空き店舗（事務所）の所有者から賃貸借する場合は対象になります。

詳しくは商店会活性出店支援金担当までお願いします。

○ 商店会が組織されていない地域で事業を開始した場合は対象になりますか？

商店会が組織されていない地域では商工会議所に入会すれば対象になります。

○ 市外から市内へ店舗（事務所）を移転する場合は対象になりますか？

対象になります。また、市内から市内への移転は対象になりませんが、追加出店する場合は対象になります。

○ 居酒屋・バー・カラオケは対象になりますか？

風営法第2条に規定する営業は対象外です。ただし、深夜（午前0時から午前6時）に営業をしない場合は対象となります。

○ 倉庫や駐車場として事業を開始する場合は対象になりますか？

対象になりません。本事業は産業の振興と商店会の活性を目的としているため、対象になりません。

○ 事業開始後1年間以上継続できなかった場合は、支援金を返還する必要がありますか？

原則として返還していただきます。